

## 入札参加資格審査にかかる提出資料について

※落札候補者となった場合のみ対象とする

	提出書類	提出時期	提出すべき者	説明	様式の取得方法	提出方法
①	入札参加資格審査申請書 (様式1)	案件ごとに定める開札日～開札日の翌開庁日午後5時30分 ※指示があつた場合 指示日～指示日の翌開庁日午後5時30分	落札候補者	公告文の入札参加資格欄において入札参加資格を求めている場合、当該資格を有することを証するもの	本案件の添付ファイル様式1を使用すること	公告文の「契約担当」宛て提出すること。 公告文において求める入札参加資格を有することを証する資料(許認可証の写し、受付案内業務従事者派遣業務の実績調書、履行実績に係る契約書の写し等)を併せて提出すること
②	資本関係・人的関係等に関する調書 (様式2)				本案件の添付ファイル様式2を使用すること	公告文の「契約担当」宛て提出すること。
③	誓約書 (様式3)			大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書 (契約金額※が500万円以上の場合のみ)	本案件の添付ファイル様式3を使用すること	公告文の「契約担当」宛て提出すること。 両面印刷し、提出すること
④	(事業協同組合での参加の場合) 組合員名簿			開札日現在の組合員がわかるもの	申請者において用意すること	公告文の「契約担当」宛て提出すること。

※契約金額:入札金額に1.1を乗じた額

## 入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者

大阪市東成区長 春木 卓伸 様

大阪市入札参加資格承認番号 ( )

※必ず記入してください。

主たる営業所  
(又は支店等)  
の所在地

商号又は名称

代表者  
(又は受任者)  
役職・氏名

次の案件にかかる落札候補者となりましたので、下記のとおり、仕様書の内容を確認のうえ、入札参加資格審査資料を提出します。資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

なお、本件申請について提出する書類に記載された個人情報については、提出にあたり全て当該人物の同意を得ていることを誓約します。

記

### 1 案件名称

大阪市東成区役所窓口案内業務従事者派遣（長期継続）

### 2 審査資料

- (1) 労働者派遣事業許可証の写し
- (2) 受付案内業務従事者派遣業務の実績調書
- (3) 履行実績に係る契約書の写し等

### 3 連絡先

所属名

氏 名

電 話 ( ) -

## 受付案内業務従事者派遣業務の実績調書

過去5年間における類似業務の実績(直近5件以内)

うち、1件について業務内容がわかる資料(契約書、仕様書、実施事業概要、報告書等いずれかの写し)を添付してください。

業務内容	契約期間	発注者	書類提出
	平成 令和 年 月 日 ~ 平成 令和 年 月 日	民間企業等 官公庁( )	
	平成 令和 年 月 日 ~ 平成 令和 年 月 日	民間企業等 官公庁( )	
	平成 令和 年 月 日 ~ 平成 令和 年 月 日	民間企業等 官公庁( )	
	平成 令和 年 月 日 ~ 平成 令和 年 月 日	民間企業等 官公庁( )	
	平成 令和 年 月 日 ~ 平成 令和 年 月 日	民間企業等 官公庁( )	

※資料を提出した契約について○をつけてください。

以上、相違ありません。

令和 年 月 日

住所又は

事業所所在地

商号または名称

氏名又は代表者名

## 資本関係・人的関係等に関する調書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者

大阪市東成区長 春木 卓伸 様

入札書提出時において、資本関係・人的関係等は次のとおり相違ありません。

主たる営業所  
(又は支店等)  
の所在地

商号又は名称

代 表 者  
(又は受任者)  
役職・氏名

## 1 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号(\*1)及び第4号(\*2)の規定による親会社又は子会社について

- 該当するものはありません  
 次のとおりです

親会社・ 子会社の別	大阪市登録 承認番号	商号又は名称	所在地	議決権の被所有割合(%) [()はうち間接被所有割合]
				( )
				( )

## 2 自社役員で他社の役員(\*3)を兼務している会社について

- 該当するものはありません  
 次のとおりです

自社役員氏名	自社での役職名	大阪市登録 承認番号	商号又は名称	所在地	役職名

## 3 事業協同組合に加入している場合(\*4)について

- 該当するものはありません  
 次のとおりです

組合名

(注)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること

## 4 自社代表者で他社の代表者と夫婦、親子(\*5)の関係にある会社について

- 該当するものはありません  
 次のとおりです

大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	代表者氏名	続柄

## 5 自社代表者で他社の代表者と血族の兄弟姉妹(\*6)の関係にある会社で、かつ、本店又は、受任者を設けている場合で、

その支店(営業所を含む)の所在地が同一場所である他の会社について

- 該当するものはありません  
 次のとおりです

大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	代表者氏名	続柄

## 6 電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が同一である他の会社について

- 該当するものはありません  
 次のとおりです

大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	同一の内容(○をつけてください)
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他

## 7 自社の者で、他者の実行委員会の入札に関わる営業活動にも携わっている者がいる他の会社について

- 該当するものはありません  
 次のとおりです

氏名	自社での役職名	大阪市登録 承認番号	商号又は名称	所在地	役職名

**※各項目の□の欄に☑を入れること。また、記入欄が不足する場合は別紙を添付すること。**

【元請負人（契約相手方）用】

## 誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。
5	私が条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。
6	私が使用する条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。
7	私が使用する条例第7条各号に規定する下請負人等が、条例第2条第2号又は規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

案件名称：  

---

大阪市契約担当者様

年　月　日

所 在 地

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者の氏名

代表者の生年月日

年　月　日生

受任者名

## ○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するためには必要な資格を与えないこと
  - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
  - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
  - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
  - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
  - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
  - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

## ○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
  - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
  - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
  - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
  - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

【元請負人（契約相手方）用】

## 誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。
5	私が条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。
6	私が使用する条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。
7	私が使用する条例第7条各号に規定する下請負人等が、条例第2条第2号又は規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

案件名称 :

大阪市契約担当者様

年 月 日

支店登録の場合は支店の所在地を記入してください。

所 在 地

(フリガナ)

支店登録の場合は支店名称を記入してください。

商号又は名称

(フリガナ)

代表者の氏名

受任者がいる場合は、受任者名を記入してください。

代表者の生年月日

年 月 日 生

受 任 者 名

## ○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するためには必要な資格を与えないこと
  - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
  - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
  - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
  - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
  - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
  - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

## ○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
  - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
  - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
  - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
  - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者